

# 占用物件に対する添加について

## 道路局路政課道路利用調整室

大野係員

(電話中)なるほど…、わかりました。お待ちしております。

坂上係員

大野君、どうしたの？

大野係員

事業者の方からのお電話で、すでに占用許可を受けている消火栓標識に看板広告を添加したいので、明日図面等を持って行きますということだったんです。事業者の方は、もともと占用許可を受けている物件に看板広告を添加するだけだから許可までは必要ないんじゃないかって仰ってたんですけど…

坂上係員

それで、大野君はどう思うの？

大野係員

確かにそう言われてみると消火栓標識は許可

を受けているわけだし…。

坂上係員

ちよつと、ちよつと。もう少しよく考えてよ、大野君。梅雨だからって頭も湿っちゃ駄目よ。

大野係員

大野係員

(そこまで言わなくても…)わかりました。

もう一度よく考えてみます。

坂上係員

どう？ 何かわかった？

大野係員

はい。道路法の規定を見落としていました。

第四十一条で、占用物件に新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする場合は、新たな占用とみなすつていう規定がありますね。

### 道路法第四十一条

道路管理者以外の者が占用物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占用とみなす。

坂上係員

そうね。この規定は、既存の占用物件に新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為については、当該占用物件の占用者であるか否かにかかわらず、独立の占用とみなして既存の占用とは別個に処理し、道路の占用が無秩序に流れるのを防ごうとする主旨のものね。

じゃあ、添加する物件が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないものであるときはどうするのかしら？

大野係員

えつと…、その場合は、第三十二条第三項の規定による占用の変更として処理することになると思います。同項では、占用者が占用の目的、期間、場所、物件の構造等を変更するときは、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除いて道路管理者の許可を受けなければならないとしています。

## 道路法第三十二条

略

- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
  - 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
  - 二 道路の占用の期間
  - 三 道路の占用の場所
  - 四 工作物、物件又は施設の構造
  - 五 工事実施の方法
  - 六 工事の時期
  - 七 道路の復旧方法
- 3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 5 略

## 坂上係員

そうね。やつと思ひ出してきたようね。つまり、占用物件に新たな物件を添加しようとする場合は、その物件が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件のときは、第四十一条の適用を受けて新たな道路占用許可が必要となるのね。一方、その物件が道路の構造又は交通に

支障を及ぼす虞のない物件のときは、第三十二条第三項の規定に従って、占用物件の構造の変更として道路管理者の許可が必要となるわね。ただし、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない物件の添加であり、かつ施行令第八条にあるように、占用物件の重量の著しい増加を伴わないもの、又は当該道路占用者が当該占用の目的に付随して行うものであるときは変更の許可は必要ないという整理になるのね。そうしたら、今回の場合はどうなるのかしら？

## 道路法施行令第八条

法第三十二条第二項各号に掲げる事項の変更で道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。

- 一 占用物件の構造の変更であつて重量の著しい増加を伴わないもの。
- 二 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない物件の占用物件に対する添加であつて、当該道路占用者が当該占用の目的に付随して行うもの。

## 大野係員

消火栓標識に看板を添加することは、落下等の危険性もあることから、新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加する行為と言えるので、新たに占用許可申請を出してもらふ必要がありますね。

## 坂上係員

そのとおり。

## 渡邊課長

二人とも、ちゃんと結論に達したようだね。占用物件に対する物件の添加については、二人の話してた通りだけど、添加物件というと、やはり電線が多いんだらうけどそれだけでなく、広告物等も多くなるので関係法令との関わりにも注意が必要だね。こういった物件は屋外広告物法等他の法令の規制を受ける場合も多いので道路法以外にも留意する必要があるね。

## 坂上係員・大野係員

わかりました、課長。（今まで聞いてたんだ…）  
（終業のチャイム）

## 渡邊課長

今日はこのへんにしとこうか。ところで、今日はポリーナスの支給日だけど、大野君は何か買うのかい？

## 大野係員

はい！ ずっと欲しかったものがあるんです。今年の新年会で坂上さんがバックダンサーの時に着ていたボディースーツを僕も買おうと思っんです！（平成一九年三月号参照）

## 坂上係員

……………

（この項終わり）